

財産の取得について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため取得した財産について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 品 名 新型コロナウイルス抗原検出用キット
- 2 数 量 250,000個
- 3 契約金額 144,375,000円
- 4 契約の相手方 西原町字翁長834番地
沖縄東邦株式会社 代表取締役 伊集院良憲

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

新型コロナウイルス抗原検出用キットの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするが、その議決を得ていないことから、契約を有効に成立させるため、議会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため取得した財産について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 品 名 新型コロナウイルス抗原検出用キット
- 2 数 量 200,000個
- 3 契約金額 99,000,000円
- 4 契約の相手方 南風原町字津嘉山1582番地
沖縄メディックス株式会社 代表取締役 印正俊

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

新型コロナウイルス抗原検出用キットの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするが、その議決を得ていないことから、契約を有効に成立させるため、議会の議決を求める。これが、この議案を提出する理由である。

財産の取得について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため取得した財産について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 品 名 新型コロナウイルス抗原検出用キット
- 2 数 量 200,000個
- 3 契約金額 83,160,000円
- 4 契約の相手方 西原町字翁長834番地
沖縄東邦株式会社 代表取締役 伊集院良憲

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

新型コロナウイルス抗原検出用キットの取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とするが、その議決を得ていないことから、契約を有効に成立させるため、議会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

訴えの提起について

次のように訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 事件名 建物明渡等請求事件
- 2 事件の概要 沖縄県は、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者等に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者等がこれに応じないため、那覇地方裁判所に提訴するものである。
- 3 当事者 原告 那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県
 被告 別表のとおり
- 4 請求の趣旨
 - (1) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、原告に対し、被告らの入居している県営住宅を明け渡すべき日までの家賃で未納のもの及び明け渡すべき日の翌日から明渡しの日までの期間について近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額（入居者以外の者にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額）の損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。との判決及び仮執行の宣言を求める。
- 5 訴訟遂行の方針 必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別表

	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
5		

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 首里城地区内施設
- (2) 首里城公園

- 2 指定管理者となる団体 本部町字石川888番地
一般財団法人沖縄美ら島財団

3 指定の期間

- (1) 首里城地区内施設 令和5年2月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 首里城公園 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 海洋博覧会地区内施設
- 2 指定管理者となる団体 本部町字石川888番地
一般財団法人沖縄美ら島財団
- 3 指定の期間 令和5年2月1日から令和10年3月31日まで

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

事業名	関係市町村名	地区名 (工種)	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合(%)
水利施設整備事業	伊平屋村	伊平屋北部2期 (畑地かんがい) 農家負担対象外	45,000,000	2,025,000	4.50
			45,000,000	2,025,000	
			45,000,000	2,025,000	
	伊是名村	伊是名東部第2 (畑地かんがい) 農家負担対象外	50,000,000	2,250,000	4.50
			50,000,000	2,250,000	
			50,000,000	2,250,000	
		伊是名中部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	40,000,000	1,800,000	4.50
			40,000,000	1,800,000	
			40,000,000	1,800,000	
	伊江村	伊江東部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	176,000,000	7,920,000	4.50
			176,000,000	7,920,000	
			176,000,000	7,920,000	
ミースィ・唐小堀 (畑地かんがい) 農家負担対象外		190,000,000	8,550,000	4.50	
		190,000,000	8,550,000		
		190,000,000	8,550,000		
真謝・真西 (畑地かんがい) 農家負担対象外	340,000,000	15,300,000	4.50		
	340,000,000	15,300,000			
	340,000,000	15,300,000			
	伊江西部	10,000,000	450,000		

	(畑地かんがい) 農家負担対象外	10,000,000 10,000,000	450,000 450,000	4.50
うるま市	津 堅 (畑地かんがい) 農家負担対象外	224,000,000 224,000,000 224,000,000	10,080,000 10,080,000 10,080,000	4.50
南 城 市	中山・志堅原 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	71,000,000 71,000,000 20,000,000 51,000,000	5,490,000 5,490,000 900,000 4,590,000	4.50 9.00
	雄樋川 2 期 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	170,000,000 170,000,000 0 170,000,000	15,300,000 15,300,000 0 15,300,000	4.50 9.00
糸満市	真 壁 南 (畑地かんがい) 農家負担対象外	150,000,000 150,000,000 150,000,000	13,500,000 13,500,000 13,500,000	9.00
久米島町	銭 田 (畑地かんがい) 農家負担対象外	172,000,000 172,000,000 172,000,000	7,740,000 7,740,000 7,740,000	4.50
北大東村	北 振 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	35,000,000 35,000,000 35,000,000 0	875,000 875,000 875,000 0	2.50 4.50
	幕 内 3 期 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	112,000,000 112,000,000 112,000,000 0	2,800,000 2,800,000 2,800,000 0	2.50 4.50
	南 振 (畑地かんがい) 農家負担対象 農家負担対象外	118,000,000 118,000,000 118,000,000 0	2,950,000 2,950,000 2,950,000 0	2.50 4.50

南大東村	旧 東 第 2	30,000,000	1,350,000	4.50
	(畑地かんがい)	30,000,000	1,350,000	
	農家負担対象外	30,000,000	1,350,000	
	旧 東 第 3	160,000,000	7,200,000	4.50
	(畑地かんがい)	160,000,000	7,200,000	
	農家負担対象外	160,000,000	7,200,000	
	城 間 第 2	178,323,000	8,024,535	4.50
	(畑地かんがい)	178,323,000	8,024,535	
	農家負担対象外	178,323,000	8,024,535	
宮古島市	福 嶺 南	41,000,000	1,435,000	2.50
	(畑地かんがい)	0	0	
	農家負担対象	0	0	
	農家負担対象外	0	0	4.50
	(区画整理)	41,000,000	1,435,000	3.50
	農家負担対象	41,000,000	1,435,000	
	更 竹	93,000,000	3,255,000	2.50
	(畑地かんがい)	0	0	
	農家負担対象	0	0	
	農家負担対象外	0	0	4.50
	(区画整理)	93,000,000	3,255,000	3.50
	農家負担対象	93,000,000	3,255,000	
	福 地	342,680,000	10,979,800	2.50
(畑地かんがい)	101,400,000	2,535,000		
農家負担対象	101,400,000	2,535,000		
農家負担対象外	0	0	4.50	
(区画整理)	241,280,000	8,444,800	3.50	
農家負担対象	241,280,000	8,444,800		
狭 間	101,000,000	3,535,000	2.50	
(畑地かんがい)	0	0		
農家負担対象	0	0		
農家負担対象外	0	0	4.50	
(区画整理)	101,000,000	3,535,000	3.50	
農家負担対象	101,000,000	3,535,000		

増	原	200,000,000	6,420,000	
(畑地かんがい)		58,000,000	1,450,000	
農家負担対象		58,000,000	1,450,000	2.50
農家負担対象外		0	0	4.50
(区画整理)		142,000,000	4,970,000	
農家負担対象		142,000,000	4,970,000	3.50
ウ	ヅ	ラ	嶺	
(畑地かんがい)		0	0	
農家負担対象		0	0	2.50
農家負担対象外		0	0	4.50
(区画整理)		86,000,000	3,010,000	
農家負担対象		86,000,000	3,010,000	3.50
西	中	底	原	
(畑地かんがい)		112,070,000	2,801,750	
農家負担対象		112,070,000	2,801,750	2.50
農家負担対象外		0	0	4.50
(区画整理)		344,250,000	12,048,750	
農家負担対象		344,250,000	12,048,750	3.50
上	区	西		
(畑地かんがい)		0	0	
農家負担対象		0	0	2.50
農家負担対象外		0	0	4.50
(区画整理)		24,000,000	840,000	
農家負担対象		24,000,000	840,000	3.50
下	南			
(畑地かんがい)		2,000,000	50,000	
農家負担対象		2,000,000	50,000	2.50
農家負担対象外		0	0	4.50
真	良	瀬	嶺	
(畑地かんがい)		16,000,000	400,000	
農家負担対象		16,000,000	400,000	2.50
農家負担対象外		0	0	4.50
魚	口			
(畑地かんがい)		14,000,000	350,000	

		農家負担対象	14,000,000	350,000	2.50	
		農家負担対象外	0	0	4.50	
石垣市	大座 (畑地かんがい)	農家負担対象	32,000,000	1,440,000		
		農家負担対象外	32,000,000	1,440,000	4.50	
	大浜 (畑地かんがい)	農家負担対象	300,000,000	13,500,000		
		農家負担対象外	300,000,000	13,500,000	4.50	
	大里・星野 (畑地かんがい)	農家負担対象	63,000,000	2,835,000		
		農家負担対象外	63,000,000	2,835,000	4.50	
竹富町	上原1期 (畑地かんがい)	農家負担対象	23,000,000	1,035,000		
		農家負担対象外	23,000,000	1,035,000	4.50	
合 計			4,065,323,000	177,539,835		
農地整備事業	読谷村	瀬名波 (区画整理)	農家負担対象	40,000,000	3,600,000	
			農家負担対象外	40,000,000	3,600,000	9.00
		農家負担対象 (畑地かんがい)	0	0		
			0	0	9.00	
	南城市	吉富 (畑地かんがい)	農家負担対象	200,000,000	21,000,000	
			農家負担対象外	200,000,000	21,000,000	6.00
		農家負担対象 (農道)	200,000,000	21,000,000	10.50	
			0	0		
			0	0	10.50	
	糸満市	喜屋武第3 (区画整理)	農家負担対象	59,000,000	4,454,500	
			農家負担対象外	59,000,000	4,454,500	7.55
		農家負担対象 (畑地かんがい)	0	0		
			0	0	10.50	

	福地第1 (区画整理)	240,000,000	18,120,000		
	農家負担対象 (畑地かんがい)	240,000,000	18,120,000	7.55	
	農家負担対象外	0	0	10.50	
	真壁東第2 (区画整理)	167,000,000	12,608,500		
	農家負担対象 (畑地かんがい)	167,000,000	12,608,500	7.55	
	農家負担対象外	0	0	10.50	
	宮古島市	上地中部 (区画整理)	105,000,000	7,875,000	
		農家負担対象	105,000,000	7,875,000	7.50
山底 (区画整理)		38,000,000	2,850,000		
農家負担対象		38,000,000	2,850,000	7.50	
下南 (区画整理)		64,000,000	4,800,000		
農家負担対象		64,000,000	4,800,000	7.50	
真良瀬嶺 (区画整理)		18,000,000	1,350,000		
農家負担対象		18,000,000	1,350,000	7.50	
	前原 (区画整理)	294,187,000	22,064,025		
	農家負担対象	294,187,000	22,064,025	7.50	
	上区東 (区画整理)	137,000,000	10,275,000		
	農家負担対象	137,000,000	10,275,000	7.50	
	佐事川 (区画整理)	118,000,000	8,850,000		
	農家負担対象	118,000,000	8,850,000	7.50	

	西原第4 (区画整理) 農家負担対象	130,000,000 130,000,000 130,000,000	9,750,000 9,750,000 9,750,000	7.50
	宮積 (区画整理) 農家負担対象	255,000,000 255,000,000 255,000,000	19,125,000 19,125,000 19,125,000	7.50
	長北 (区画整理) 農家負担対象	60,000,000 60,000,000 60,000,000	4,500,000 4,500,000 4,500,000	7.50
	ツング (区画整理) 農家負担対象	60,000,000 60,000,000 60,000,000	4,500,000 4,500,000 4,500,000	7.50
	高阿良後 (区画整理) 農家負担対象	60,000,000 60,000,000 60,000,000	4,500,000 4,500,000 4,500,000	7.50
多良間村	カッジョウ (区画整理) 農家負担対象	66,316,000 66,316,000 66,316,000	5,305,280 5,305,280 5,305,280	8.00
	種子川 (区画整理) 農家負担対象	35,500,000 35,500,000 35,500,000	2,840,000 2,840,000 2,840,000	8.00
石垣市	大座 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	136,000,000 136,000,000 136,000,000 0	6,120,000 6,120,000 6,120,000 0	4.50 8.50
	米節東 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	86,600,000 86,600,000 86,600,000 0	3,897,000 3,897,000 3,897,000 0	4.50 8.50
	(畑地かんがい) 農家負担対象外	0 0	0 0	8.50
		0 0	0 0	8.50

	伊野田北 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	伊野田北	30,800,000	2,002,000	
		(区画整理)	30,800,000	2,002,000	
		農家負担対象	30,800,000	2,002,000	6.50
		農家負担対象外	0	0	8.50
	伊野田中 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	伊野田中	50,000,000	3,250,000	
		(区画整理)	50,000,000	3,250,000	
		農家負担対象	50,000,000	3,250,000	6.50
		農家負担対象外	0	0	8.50
	竹富町	南風田	40,000,000	2,200,000	
		(区画整理)	40,000,000	2,200,000	
		農家負担対象	40,000,000	2,200,000	5.50
		農家負担対象外	0	0	8.50
与那国町	南帆安	76,012,000	6,461,020		
	(区画整理)	76,012,000	6,461,020		
	農家負担対象外 (水田かんがい)	76,012,000 0	6,461,020 0	8.50	
	農家負担対象外	0	0	8.50	
	島仲	1,000,000	85,000		
	(区画整理) 農家負担対象外	1,000,000 1,000,000	85,000 85,000	8.50	
合 計		2,567,415,000	192,382,325		
農地保全整備 事業	南大東村	旧幕下第5	82,067,000	3,282,680	
		(農地侵食防止)	0	0	
		農家負担対象外	0	0	5.00
		(区画整理)	82,067,000	3,282,680	
	農家負担対象	82,067,000	3,282,680	4.00	
	農家負担対象外	0	0	8.50	
	石垣市	みやらがわ第5	15,000,000	750,000	
		(防風施設)	15,000,000	750,000	
農家負担対象外		15,000,000	750,000	5.00	
みやらがわ第6		20,000,000	1,000,000		
(防風施設)	20,000,000	1,000,000			

		農家負担対象外	20,000,000	1,000,000	5.00
		川原 (農地侵食防止)	75,000,000	3,618,000	
		農家負担対象外	48,600,000	2,430,000	5.00
		(畑地かんがい)	48,600,000	2,430,000	
		農家負担対象外	26,400,000	1,188,000	4.50
		星野 (農地侵食防止)	147,123,000	12,015,455	
		農家負担対象外	14,000,000	700,000	5.00
		(区画整理)	14,000,000	700,000	
		農家負担対象外	133,123,000	11,315,455	8.50
		大里 (農地侵食防止)	133,123,000	11,315,455	
		農家負担対象外	10,680,000	534,000	5.00
			10,680,000	534,000	
			10,680,000	534,000	
		合 計	349,870,000	21,200,135	
ため池等整備 事業	名護市	真喜屋 (土砂崩壊防止)	55,000,000	4,400,000	
		農家負担対象外	55,000,000	4,400,000	8.00
		合 計	55,000,000	4,400,000	
農業基盤整備 促進事業	大宜味村	押川 (農業用排水路)	24,000,000	2,160,000	
		農家負担対象外	24,000,000	2,160,000	9.00
		合 計	24,000,000	2,160,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。					

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

農地整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
北大東村	大池	33,000,000	2,805,000	8.50
	黒部・見張	35,000,000	2,975,000	8.50
	沖上	56,000,000	4,760,000	8.50
合計		124,000,000	10,540,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

水利施設整備事業により利益を受ける関係市町に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市町名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
うるま市	本島中部第1	45,000,000	4,050,000	9.00
久米島町	具志川南部	45,000,000	4,050,000	9.00
合 計		90,000,000	8,100,000	

事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水利施設整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

水質保全対策事業により利益を受ける関係市村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
大宜味村	大保	25,000,000	3,125,000	12.50
宜野座村	宜野座村第5	66,000,000	8,250,000	12.50
	宜野座村第6	85,000,000	10,625,000	12.50
伊是名村	伊是名村第2	25,000,000	2,500,000	10.00
糸満市	糸満市第4	80,000,000	10,000,000	12.50
石垣市	新川第4	20,000,000	2,000,000	10.00
合 計		301,000,000	36,500,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市村から負担金を徴

収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

通作条件整備事業により利益を受ける関係市に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
石垣市	石垣2期	46,000,000	2,300,000	5.00

事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業基盤整備促進事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担 金の割合 (%)
読谷村	読谷第1	23,500,000	2,350,000	10.00

事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉城 康 裕

理 由

農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

農業水路等長寿命化・防災減災事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業水路等長寿命化・防災減災事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係市町村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合 (%)
名護市	真喜屋	77,841,300	7,005,717	9.00
今帰仁村	真喜屋	24,158,700	2,174,283	9.00
伊江村	寺前	99,300,000	8,937,000	9.00
うるま市	本島中部第2	50,000,000	4,500,000	9.00
	本島中部第3	17,000,000	1,530,000	9.00
南大東村	幕上東	46,700,000	4,203,000	9.00
多良間村	塩川高穴	20,000,000	1,800,000	9.00
竹富町	波照間1号	32,500,000	2,925,000	9.00
合 計		367,500,000	33,075,000	
<p>事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。</p>				

令和4年9月30日提出

理 由

農業水路等長寿命化・防災減災事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和3年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金565,259,386円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和3年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金75,536,732円の全額を建設改良積立金に積み立てるものとする。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和3年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県土地利用審査会委員の任命について

下記の者を沖縄県土地利用審査会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 坂 本 恵 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 村 山 哲 志

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 砂 川 かおり

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 清 水 肇

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 松 田 勝 美

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 谷 口 真 吾

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 喜友名 勇

生年月日 [REDACTED]

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

土地利用審査会委員7人が令和4年10月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、国土利用計画法第39条第4項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第1号

令和3年度沖縄県一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県一般会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 2 号

令和 3 年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 30 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第3号

令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第4号

令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第5号

令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県下地島空港特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第6号

令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第7号

令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 8 号

令和 3 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 30 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第9号

令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第10号

令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第11号

令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第12号

令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第13号

令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算 の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第14号

令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第15号

令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第16号

令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第17号

令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第18号

令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第19号

令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県公債管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第20号

令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第21号

令和3年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度沖縄県病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第22号

令和3年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度沖縄県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第23号

令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第24号

令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度沖縄県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和4年9月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕